

平成 29 年 第 2 回臨時会

青 木 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 5 月 8 日 開会

平成 29 年 5 月 8 日 閉会

青 木 村 議 会

平成29年第2回青木村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月8日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○村長挨拶	3
○開会の宣告	6
○仮議席の指定について	6
○議長の選挙について	6
○議長就任挨拶	8
○日程の追加	9
○議事録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○副議長の選挙について	10
○副議長就任挨拶	12
○議席の指定について	12
○常任委員及び議会運営委員の選任について	13
○青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙について	14
○上田地域広域連合議会議員の選挙について	15
○議案第1号の上程、説明、採決	16
○閉会の宣告	17
○署名議員	19

平成 2 9 年 5 月 8 日 (月 曜 日)

(第 1 号)

平成29年第2回青木村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成29年5月8日(月曜日)午後2時開会

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 議長選挙について
追加日程第 1 議席の指定について
追加日程第 2 議事録署名議員の指名
追加日程第 3 会期の決定
追加日程第 4 副議長選挙について
追加日程第 5 常任委員及び議会運営委員の選任について
追加日程第 6 青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙について
追加日程第 7 上田地域広域連合議会議員の選挙について
追加日程第 8 議案第1号 監査委員の選任同意について

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君 |
| 3番 | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番 | 宮下壽章君 | 6番 | 杓掛計三君 |
| 7番 | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君 |
| 9番 | 堀内富治君 | 10番 | 山本悟君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------------|--------|--------|-------|
| 村長 | 北村政夫君 | 教育長 | 杓掛英明君 |
| 兼
参事
総務兼
兼室 | 井古田嘉雄君 | 建設農林課長 | 片田幸男君 |
| 兼
企画課
事業推
進長 | | | |

住民福祉課長
兼保健衛生係

花見陽一君

会計管理者兼
会務会計課長

小宮山俊樹君

商工観光移住課
長

新津俊二君

総務企画課
長補佐兼
総務係

稲垣和美君

総務企画課
企画財政係

小林利行君

事務局職員出席者

事務局長

井古田嘉雄

事務局員

稲垣和美

午後 2時00分

○事務局長（井古田嘉雄君） 皆様、大変御苦労さまです。

議会事務局長の井古田でございます。よろしくお願いいたします。

◎村長挨拶

○事務局長（井古田嘉雄君） 議会の開会に当たりまして、北村村長より御挨拶がございます。
よろしくお願いいたします。

○村長（北村政夫君） 皆さん、こんにちは。

平成29年第2回青木村議会臨時議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

青木三山の木々も芽吹きを始めまして、日に日に緑の等高線が頂上に向かい始めております。また、里では、草木の緑が一段と鮮やかさを増しまして、早い田んぼでは田植えの準備の水張りが始まるなど、五月晴れの続く絶好の季節となりました。

議員皆様方におかれましては、4月23日執行の青木村議会議員一般選挙において、大変厳しい選挙を勝ち抜き、見事当選されましたことに、心からのお祝いを申し上げますとともに、深甚なる敬意を表します。そして、今後の青木村活性化のため御活躍をされることを御祈念申し上げたいと存じます。

さて、私もこのたびの村長選挙におきまして、多くの村民の皆さんの御支援をいただきまして当選をさせていただくことができました。昨日5月7日をもちまして、村長に就任させていただきました。本日ここに、また新たな気持ちで本議会に立たせていただいたわけですが、全村民の皆さんへの感謝の気持ちと、与えられました責任の重さに身が引き締まる思いでいっぱいでございます。

本題に入る前に、ちょっと資料がなくて失礼でありますけれども、4月28日にグランドオープンいたしました道の駅農産物直売所、この10日間の実績について報告を申し上げたいと存じます。

直売所とこまゆみ食堂の合計の売り上げは、この10日間で約1,520万円でございます。この額は、昨年度道の駅全体の売り上げが1億5,000万余でございましたので、10日間でこの1割を売り上げをさせていただいたこととなります。また、レジを通過した人、あるいは食

事をした人の合計は、約1万1,200人でございます。実際の来場者数はこの3ないし4倍に当たるわけでございます。そして、1日当たりでは5月4日がおのおの最高でございます、直売所の売り上げが163万円、レジを通った人が1,100人、食堂では売り上げが30万5,000円、食事をした人が452人ございました。駐車場でありますとか、夕方まで地元の野菜をそろえるなどの課題はありますが、この景気を持続できるよう、関係者で工夫、努力してまいりたいと存じます。

さて、今の日本ではさまざまなグローバルな社会現象が、一口では語り尽くせない多様性の中でうごめいております。一例を申し上げますれば、企業の海外の流出に伴う産業の空洞化、隣国からの軍事的な脅威、1,000兆円を越す国と地方自治体の借金などの財政問題、超少子化・高齢化社会へ向けての対策、そして、世代間における価値観の相違と多様性等々、地方自治を取り巻く課題は山積をしております。

一方、村内に目を向けますと、地方創生青木村版総合戦略及び5カ年計画の策定に当たって、村民の皆さんのアンケートをいたしました。この中で最も優先してほしい政策は、少子化対策であります。高齢化対策などに起因いたします医療、福祉、そして子育て、教育が高い順番になっております。そこで私は、村政を進めていく上で、以下の2点の基本的な考え方のもと、今後村政を運営してまいりたいと考えております。

1点目でございますが、村の財源をふやす基盤をつくるのが極めて喫緊の課題であると考えます。

村が村税などの自主財源で行政経費をどれだけ賄えるかを示す財政力は0.22でございます。これは、県下市町村平均の0.39を大きく下回っているのが現状でございます。私がこの選挙の中訴えてまいりました村づくりの基本方針は、人口減少に歯どめをかけ、雇用の場を確保し、観光振興や村の特産品の創出により財源を豊かにし、それらをもちまして医療、福祉そして子育て・教育の充実を図っていくこととあります。5年、10年後、そしてさらにその先の未来を見据えたとき、しっかりとした中長期的な展望の中で、発展軸のレールをしっかりと敷いていかなければならないと考えます。構造的に少子化、高齢化の進む中ではありますが、青木村には自然環境や文化、歴史、そして人材など、さまざまな豊かな資源があり、これらをどのように生かしていくかが大きな課題でございます。

村政に近道や特効薬はありません。村の課題を専門知識によって分析し、解決策をコストを含めて検討いたしまして、プライオリティーの高い政策を実現していく。必要なことは、当たり前の政治を当たり前の行政を、愚直に行うことであると考えます。全国で1,718の市

町村がありますが、どこでもほとんど同じ課題を抱えております。頭一つ抜け出すためには、それなりの努力が必要でございます。努力は人を裏切らないということわざがありますが、私は1,718人の首長の中で、誰にも負けない努力をしてみたいと考えております。

2点目でございますが、村政の課題解決に向けての果敢なチャレンジでございます。

新しい仕事をすればするほど問題も発生いたしますし、失敗もあります。うまくいかないこともあります。時間のかかることもございます。しかし、私は、村民の皆さんの期待に応じて、現状に甘んじることなく志を強く持ち、新しいことへの挑戦をしてみたいと思います。

サントリーの創業者、鳥井信治郎の「やってみなはれ、やらなわからしまへんで」という言葉があります。結果を恐れてやらないことを悪とし、なさざることを罪とする、この精神で、私もチャレンジしてみたいと考えております。そして、村民の皆さんには勇気と真心を持って真実を語る開かれた村政を実現させたいと思います。

今年度から始まりました日本一住みたい村づくり計画～第5次青木村長期振興計画後期基本計画の推進、そして、村民の皆さんの要望の強い重点推進プロジェクトであります、1つとして、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト、2つとして、国道143号青木峠新トンネル整備プロジェクト、3つとして、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクト、4として、健康寿命延伸プロジェクトにつきましては、特段に力を入れてみたいと思います。

以上、私の所信を申し上げます。

今後、村議会の皆様と率直な話し合いをいたし、お互いに知恵を出し合える建設的な関係のもと、地方自治法の第1条で言うところの、村民の福祉の増進という共通の目的に向かえるようお願いするものでございます。

どうか議員各位におかれましては、今後の村政運営に対し格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の2期目の村長就任に当たっての所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（井古田嘉雄君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会となっております。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の堀内富治議員を御紹介申し上げます。

○臨時議長（堀内富治君） ただいま御紹介をいただきました堀内富治でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく
お願いします。

着座で進めてまいります。

〔臨時議長 堀内富治君 議長席着席〕

開会 午後 2時10分

◎開会の宣告

○臨時議長（堀内富治君） ただいまから平成29年第2回青木村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（堀内富治君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（堀内富治君） 日程第2、議長の選挙を行います。

初めにお諮りしますが、議長の任期は申し合わせにより2年といたしたいが、これに御異
議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（堀内富治君） 異議なしと認め、議長の任期は2年といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては地方自治法第118条関係であります。投票による方法と指名推選による方法がありますが、議会基本条例第3条で、議長の選出は原則投票とするとされておりますことから、選挙は投票によりたいと思いますが、いかがでしょうか。

投票でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（堀内富治君） 異議なしと認め、選挙は投票により行います。

それでは、ただいまより暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時31分

○臨時議長（堀内富治君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（堀内富治君） ただいまの出席議員数は、10人です。

それでは、会議規則第31条第2項の規定によって、投票立会人に、1番、宮入隆通君、5番、宮下壽章君を指名します。

事務局より投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（堀内富治君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名で、名前の左側に1つだけ丸をお願いします。また、議長は再任を妨げるものではないことを申し添えます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（堀内富治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（堀内富治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○臨時議長（堀内富治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（堀内富治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮入隆通君及び宮下壽章君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（堀内富治君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数、10票。

有効投票、9票、無効投票、1票。

有効投票のうち

沓掛計三君 4票

堀内富治 3票

居鶴貞美さん 2票

白票、1票。

こういう内容であります。

したがって、沓掛計三君が4票、議長に当選されました。

それでは、議場の出入り口の閉鎖を開きます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（堀内富治君） ただいま議長に当選されました沓掛計三君が議長におられます。

会議規則第33条2項の規定により、当選の告知をします。

◎議長就任挨拶

○臨時議長（堀内富治君） 沓掛計三君の挨拶をお願いします。

○議長（沓掛計三君） それでは、議長当選、就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

このたび、不肖私、議会の皆さんの推挙により青木村議会議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。

私は、本村議会議員として経験も浅いわけですが、村政及び議会のために尽くしてまいります。なお、議長としての考え方は、先ほど議長立候補で挨拶で申し上げましたので省略させていただきます。議会運営につきましては、公平無私の立場で議会運営を行ってまいります。

次に、議員の皆さんに申し上げます。

我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすようなことは、もとより避けなければなりません。同時に、安易に妥協に至ることはあってはならないと考えております。また、村民からの意見や要望を申し上げることもあったともに、村政発展のため、また村民の信託に応えなければならないとも考えております。御協力のほどよろしく申し上げます。

以上で就任の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○臨時議長（堀内富治君） それでは、新議長、議長席にお着きください。

〔議長 沓掛計三君 議長席着席〕

◎日程の追加

○議長（沓掛計三君） それでは、議事を再開いたします。

追加議事日程第2号により議事を進めます。

座らせていただきます。

◎議事録署名議員の指名

○議長（沓掛計三君） 日程第2、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、宮入隆通君、5番、宮下壽章君、両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（沓掛計三君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会はお手元の議事の日程のとおりでありますので、本臨時会の会期は本日1日としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎副議長の選挙について

○議長（沓掛計三君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

初めにお諮りしますが、副議長の任期は申し合わせにより2年といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認め、副議長の任期は2年といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、投票による方法と指名推選による方法がありますが、議会基本条例第3条で、副議長の選挙は原則投票とするとされていますので、選挙は投票によりたいと考えますが、いかがでしょうか。投票でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認め、選挙は投票により行います。

ただいまより暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時54分

○議長（沓掛計三君） それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。
副議長の選挙を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（沓掛計三君） ただいまの出席議員は、10人です。

それでは、会議規則第31条第2項の規定によって、投票立会人に宮入隆通君及び宮下壽章君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（沓掛計三君） 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名で名前の左側に1つだけ丸をお願いします。また、副議長は再任を妨げるものではないことを申し添えます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。1番と5番。

〔投票箱点検〕

○議長（沓掛計三君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（沓掛計三君） それでは、投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮入隆通君及び宮下壽章君は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（沓掛計三君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数、10票。

有効投票数、6票、無効投票、4票です。

有効投票のうち

宮下壽章君 6票

白票、4票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、宮下壽章君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（沓掛計三君） ただいま副議長に当選された宮下壽章君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。
-

◎副議長就任挨拶

- 議長（沓掛計三君） 宮下壽章君の挨拶をお願いいたします。

- 副議長（宮下壽章君） それでは、挨拶させていただきます。

先ほど控室のほうで申し上げましたように、副議長の立場というのは議長を支えていくという立場でございますので、そんなことを念頭に置きながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

- 議長（沓掛計三君） ありがとうございました。
-

◎議席の指定について

- 議長（沓掛計三君） それでは、ちょっと日程のほう前後しますが、日程第1の議席指定を行っておりませんでしたので、ここで議席の指定をさせていただきます。お願いします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの着席のとおりといたします。

◎常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（沓掛計三君） 日程第5、常任委員、議会運営委員の選任を行います。

初めにお断りしますが、青木村議会委員会条例第3条の規定により、常任委員、議会運営委員の任期は、2年となっております。

なお、委員会の定数は、委員会条例第2条により、総務建設産業委員会及び社会文教委員会それぞれ5名ずつ、また、議会運営委員会も委員会条例第4条の2により5名となっております。

常任委員、議会運営委員の選任については、青木村議会委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。常任委員については投票により、議会運営委員会委員につきましては常任委員の互選により行うこととなっておりますが、前回は議長の指名というところで行うことで進行しております。

議長の指名でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 議長の指名といたします。

ただいまより暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時31分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、委員会の所属を発表します。

総務建設産業委員会の5名です。宮入君、小林君、堀内君、山本君、宮下君といたします。

社会文教委員会の5名は、坂井君、松澤君、金井君、居鶴君、沓掛君といたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、異議なしと認めます。

次に、議会運営委員会の5名は、堀内君、松澤君、宮下君、小林君、坂井君といたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局長より各常任委員会の正副委員長、議会運営委員会の正副委員長を報告します。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、報告をいたします。順不同でございますけれども、よろしく願いいたします。

初めに、総務建設産業委員会、委員長に堀内富治議員、副委員長に小林和雄議員。続いて、社会文教委員会、委員長に居鶴貞美議員、副委員長に金井とも子議員。続いて、議会運営委員会、委員長に小林和雄議員、副委員長に宮下壽章議員。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 以上、事務局長の報告のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認め、委員会構成は報告のとおりと決定いたしました。

◎青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙について

○議長（沓掛計三君） 日程第6、青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙を行います。組合議員は4名であります。

初めにお諮りしますが、組合議会議員の任期につきましては、議会委員会条例第3条の規定による常任委員の任期と同一の2年としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認め、青木村及び上田市共有財産組合議会議員の任期は、2年といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

青木村及び上田市共有財産組合議会議員に、総務建設産業委員の山本君、宮入君。社会文教委員の金井君、居鶴君の4名を指名いたします。

ただいま指名しました4名を、青木村及び上田市共有財産組合議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本君、宮入君、金井君、居鶴君が、青木村及び上田市共有財産組合議会議員に当選しました。

◎上田地域広域連合議会議員の選挙について

○議長（沓掛計三君） 日程第7、上田地域広域連合議会の選挙を行います。

初めにお諮りしますが、上田地域広域連合議会議員の任期は2年としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認め、上田地域広域連合議会議員の任期は2年といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、慣例によりまして、上田地域広域連合議会議員には、議長の沓掛君、副議長の宮下君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した兩名を、上田地域広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました兩名が、上田地域広域連合議会議員に当選しました。

◎議案第1号の上程、説明、採決

○議長（沓掛計三君） 日程第8、議案第1号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 監査委員の選任の同意についての議案でございますけれども、人事案件でございますので、慣例に従いまして、別室での協議をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時40分

○議長（沓掛計三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村長より説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） それでは、議案第1号 監査委員の選任の同意についてお願いいたします。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定に従いまして、議会の同意を求めます。

記。

住所、青木村大字当郷169番地1。

氏名、小林和雄さん。

生年月日は、昭和21年6月26日でございます。

平成29年5月8日、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 議案第1号 監査委員の選任同意について、採決をいたします。

本人事案件の監査委員の選任につきましては、小林和雄君を選任することについて同意される諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成であります。

議案第1号 監査委員の選任同意については、同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上で本議会の日程は全て終了しました。

これにて、平成29年第2回青木村議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午後 3時44分